

資 循 第 469 号

平成 25 年 2 月 12 日

三陸の海を放射能から守る会岩手 世話人 永田文夫様
ブドリとネリの会 代表 池野圭子様
震災復興プロジェクトチーム岩手 代表 古館和子様
子供達の放射線被ばく低減化を推進する盛岡の会 代表 館澤みゆき様
子どもの未来を考えるたんぼぼの会 代表 吉田洋子様 沼崎優子様
岩手有機農業研究会 代表 福本 敏様
クランボンの会 代表 森 純子様

岩手県環境生活部長



一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物（がれき）を
焼却処理することに関する質問書への回答について

平成 25 年 1 月 28 日付けで提出のあった質問書について、下記のとおり回答します。

記

回答 I

放射性セシウムを肺に取り込んだ場合の健康影響については、国際放射線防護委員会（ICRP）が、粒子の化学形態や粒径、気道等での吸収割合、各臓器への移行割合、代謝による排泄の割合、年齢等考慮して評価しており、ICRP の評価をふまえた基準と認識しております。子供たちの健康についても同様と認識しております。

回答 II

1) 排ガス中の放射性セシウムは、冷却設備で冷やされ、ばいじんが付着し、バグフィルターなどの排ガス処理施設で十分除去することができるとされています。

また、これまでに県内の市町村等が実施した排ガスの検査結果については、別添 1 のとおり検出限界値未満となっておりますので、排ガス処理施設が十分に機能していると考えています。

2) 市町村等焼却施設については別添 2 のとおりとなっています。なお、民間事業者の焼却施設については、別添 3 のとおり取りまとめ公表しております。

なお、各施設での放射性セシウム除去率や捕捉微粒子の最小径については、把握しておりませんが、上記 1) のとおり、バグフィルター等が設計除去性能を満たし、その結果として排ガスの検査結果も検出限界値未満となっているものであります。国の調査*でも排ガス中のばいじんを捕捉して放射性セシウム濃度を測定しており、併せて周辺の空間

線量を測定することによって、焼却前後の変化がないことを確認しています。

※国の調査

福島市あらかわクリーンセンター、一関市大東清掃センター など

- 3) 沿岸3施設のほか、県内の余力のある一般廃棄物の焼却施設 10 施設及び2基の仮設焼却炉で災害廃棄物の焼却を行っています。住民への説明会の開催については、焼却施設を管理するそれぞれの市町村において必要に応じて実施しており、被災地支援の一環として処理に理解をいただいているとお聞きしています。
- 4) 上記 2) のことから、周辺環境の放射性セシウム濃度は計測しておりません。

回答Ⅲ

- 1) 焼却施設の設置管理者が測定した結果については、別添4のとおり取りまとめを行い、岩手県HPにて公表しております。
- 2) 焼却灰については、国が示した基準等*に従い、放射性セシウムが流出しないよう、埋立する位置を決めて、処分場の下部土壌層の敷設、厚い覆土などの雨水対策も含め措置を行っています。
※国（環境省）が示した基準等
 - ・放射性物質汚染対処特措法（平成23年8月）
 - ・廃棄物関係ガイドライン「第二部特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン」（平成23年12月）
- 3) 原発事故後に発生した焼却灰の埋立にあたっては、埋立位置を示す図面を作成し、最終処分場を廃止するまでの間保存することが義務付けられております。
- 4) 廃棄物を処理する施設の維持管理に必要な測定は、設置者(管理者)が行うこととされ、焼却灰等を埋立している最終処分場の設置管理者が測定した結果については、別添5のとおり取りまとめを行い、岩手県HPにて公表しております。

回答Ⅳ

- 1) 県として見解を申し述べる事ができる立場にありません。
※原子炉等規制法に基づくクリアランス基準（100Bq/kg）については、廃棄物を日常の生活を営む場所で安全に再利用できる基準として定められたものであり、放射性物質汚染対処特措法に基づく濃度基準（8,000Bq/kg）については、放射性セシウムに汚染された廃棄物を既存の埋立処分場で安全に処理することができる基準として定められたものと理解しております。
- 2) 災害廃棄物の処理に当たっては、岩手県内の施設を最大限に利用し、できる限り県内で復興資材等に再利用を進めるなどの処理に努めておりますが、それでもなお、災害廃棄物の処理期限である平成26年3月までに処理しきれない量であることから、県外の自

治体等にも処理をお手伝いしていただくこととしています。

広域処理に際しては、国が定めた「広域処理の推進に係るガイドライン」や各自治体との契約書等に基づいた、安全に処理できるものとして示された基準値内のものをお願いしているところです。

- 3) 最終処分場を廃止するまでの管理等については、環境省で検討が行われている状況です。

なお、事故以前から最終処分場など廃棄物が地下にある土地については、掘削等により生活環境の保全上支障が生ずる恐れがあるため、指定区域として指定、公示し、形質変更を行う場合は知事に対し事前に届出を行うことになっています。

- 4) 放射能の規制については、県が個別に対応することは困難であり、健康影響等への科学的な評価検討をもとに国が行うことが適当と考えています。

- 5) 廃棄物の処理にあたっては、放射性セシウム以外にも感染性、腐敗性などの問題があることから、リスクについては総合的に考える必要があると考えています。

- 6) 環境省が一関市で実施しているモデル事業（牧草の裁断）が対象となっており、一関労働基準監督署の指導のもとで対応していると聞いております。

【担当】

岩手県環境生活部

災害廃棄物関係：廃棄物特別対策室（内 6940）

上記以外：資源循環推進課（内 5381）